

令和6年度 気象警報・防災情報等に基づく緊急対応について

I 気象警報・防災情報に関わる対応について

- 1 情報を確認するメディアとしては、NHKテレビ・ラジオ、気象庁HPを基準とする。
- 2 臨時休校とする場合
午前5時の時点で霧島市に特別警報が発表されている場合
- 3 自宅待機とする場合
 - (1) 午前5時の時点で、霧島市において、大雨警報と洪水警報・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報のうち1つでも発表されている場合
 - (2) 午前5時以降通常の自宅出発時刻までに、霧島市において上記のうち1つでも発表された場合
 - (3) 自分の居住地で大雨警報と洪水警報・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報のうち1つでも発表されている場合

※ ただし、(1)、(2)、(3)については「大雨警報」と「洪水警報」は2つで1つとみなし、「大雨警報」のみ、又は「洪水警報」のみは対象としない。

※ 午前5時の時点で、霧島市又は自分の居住地で避難情報「警戒レベル4」以上が発表されている場合も自宅待機とする場合がある。
- 4 自宅待機後の判断
 - (1) そのまま臨時休校とする場合
午前11時の時点において、霧島市において上記警報の1つでも発表されている場合
 - ※ 午前11時の時点において、霧島市において「警戒レベル4」以上が発表されている場合も臨時休校とすることがある。
 - (2) 授業等を実施する場合
午前11時の時点で霧島市において上記警報の全てが解除された場合
 - (3) そのまま自宅待機とする場合
午前11時の時点で居住地において上記警報の1つでも発表されている場合
 - ※ 午前11時の時点において、居住地において「警戒レベル4」以上が発表されている場合も自宅待機を認める場合があるので、学校に状況を連絡する。
- 5 その他
 - (1) 生徒が登校した後に警報等が発表された場合は、生徒の安全を最優先とし、学校待機又は下校等について校長が判断する。
 - (2) 登校中に警報等が発表された場合は、自宅・駅・学校等最寄りの安全な場所で待機し、学校もしくは保護者に連絡する。

II 霧島市に「震度5以上」の地震が発生した場合の対応について

17時から24時までに発生した場合は翌日を、また0時から5時までに発生した場合は当日を臨時休校とする。

III その他

- 1 Iの3及び4(1)、(3)に該当する場合は出席停止扱いとする。
- 2 警報や避難勧告が発表されていない場合でも、災害の危険性は居住地により異なることから、登校時に危険が予想されると保護者が判断した場合は、その旨を学校に連絡し自宅待機とする。
- 3 検定試験や部活動等は上記のIの1～4及びIIに準じた対応とする。
- 4 臨時休校や授業開始時刻等の対応については、安心メール及びHP等で確認すること。